

久御山町の企業立地支援制度

久御山町では、新市街地（みなくるタウン）の産業立地促進ゾーンへの企業立地支援として、以下のすべての要件を満たす企業に対し、固定資産税の軽減措置、障害者雇用創出助成金を交付します。

- ① 新市街地（みなくるタウン）産業立地促進ゾーン内に立地した地域未来投資促進法に基づく計画の承認を京都府から得た企業。（町長が認めた町内に事業所を有する企業でそれに準ずる企業を含む。）
- ② 脱炭素経営に取り組む企業。（企業の経営戦略や経営方針等に脱炭素の取組を位置づけている企業）
- ③ 敷地面積 1,000 m²以上または投下固定資産額等（土地の取得を除く。）5,000 万円以上の企業。
- ④ 地元雇用（町内居住者の雇用予定がある場合も含む。）を 1 名以上する企業。

ー固定資産税の軽減措置ー

初年度から 3 年間、固定資産税（建物のみ）を 2 分の 1 に軽減

ー障害者雇用創出助成金ー

新規創業の日から 3 年間に限り、地元新規障害者雇用 1 人あたり（雇用の日から 1 年間引き続き雇用）50 万円（1 回限り）を交付。なお、1 社あたり 500 万円（10 人）を上限

環境施設面積及び緑地制限の緩和

ー工場立地法による環境施設面積及び緑地面積の緩和ー

- ・工場立地法による敷地面積に対する環境施設面積の割合を 25%以上から、地域未来投資促進法第 9 条第 1 項に規定する工場立地特例対象区域については、15%以上に緩和します。
- ・工場立地法による敷地面積に対する緑地面積の割合を 20%以上から、地域未来投資促進法第 9 条第 1 項に規定する工場立地特例対象区域については、5 %以上に緩和します。